

第3節 平成23年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

(1) 取組方針の決定

平成23年度においても、政策評価・独立行政法人評価委員会では、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日 政策評価・独立行政法人評価委員会)に基づき、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととした。特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を行うこととした(図表52、53及び資料25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会)」参照)。

図表52. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

I 事務・事業の見直しの方針 (1. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針)

- これまで以上に厳しい見直し
- 特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討

<アクション>

- 「独立行政法人見直しの3原則」等の「経済財政改革の基本方針2007」、関連閣議決定その他の政府の改革方針を踏まえる
- 行政減量・効率化有識者会議、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会等と連携する。 → P.7
- 多種多様な独立行政法人を通じて見直しの視点を網羅するものとして、平成18年度に定めた「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」を、今年度の見直し対象法人に対しても適用する。 → P.3

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

図表53. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針(見直しの視点)

事務・事業の見直しの視点

共通的な4つの見直しの視点

<基本的考え方> 法人の業務の質の確保を図りつつ、業務運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳入の縮減を図る。

① **業務の廃止・縮小・重点化** 「官から民へ」の観点から徹底的に見直し(引き続き行う業務は、国の施策の重点化・効率化に対応したものに限定)
国の政策そのものの必要性、事業のニーズ・効果、コスト、収支改善の見込み等のチェック

② **経費の縮減・業務運営の効率化** 上記①を検討した上で、経費の縮減の徹底・業務運営の効率化を検討
このため、例えば、(ア)業務縮小部門はもとより間接部門、出先機関等について整理合理化、(イ)原則一般競争入札の徹底、(ウ)業務の民間委託を検討

③ **自己収入の増加** サービスの有料化や料金水準の引上げなどによる受益と負担の関係を適正化、土地・建物等の資産について有効活用や売却等による、法人の自己収入の増加を検討

④ **ディスクロージャーの充実** 事業ごとの評価・分析の充実、決算情報やセグメント情報の詳細化、管理会計的な考え方を踏まえた業務ごとの収支管理などを検討

1 国の施策に対応した業務の重点化・効率化 2 収支改善と国民負担の縮減(業務実施コストの改善)

業務の類型ごとの見直しの視点

法人ごとに以下のような個別具体的な業務の性質や実態に即して検討

融資等業務

教育・訓練・研修業務

施設の設定・運営業務

助成業務

調査・研究開発業務

※ 以上は、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」としてまとめられ、平成19年度以降も当面適用する事務・事業の見直しの視点である。

3

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

(2) 見直し作業

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 23 年度末に中期目標期間が終了する 9 法人を所管する 7 省の主務大臣から平成 23 年 8 月末までに当該法人に係る見直し当初案の提出を受け、独立行政法人評価分科会において各府省のヒアリングを実施するとともに、各ワーキング・グループが中心となって見直し作業を実施した(図表 48 および図表 49 参照)。

(3) 勧告の方向性による指摘等

独立行政法人評価分科会及び各ワーキング・グループにおける見直しのための審議を受け、政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 23 年 12 月 9 日に独立行政法人 9 法人に係る主要な事務・事業の見直しについて、「平成 23 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を取りまとめ、各主務大臣に対して通知した。その概要は図表 54 に示すとおりである。

政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」 (概要)

平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について

【勧告の方向性とは】

中期目標の期間(3~5年)が終了する際、各主務大臣が組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。その中で、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:阿曾沼元博・順天堂大学客員教授・混志会がん医療グループ代表)は、主務大臣が見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、主務大臣に通知します。

本年は、平成23年度末に中期目標期間が終了する9独立行政法人を対象に指摘(延べ87項目)を取りまとめています。

⇒ 見直しの具体例はP.1~2を、法人別の主な指摘事項はP.3~7を参照。

1. 見直しの具体例

- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構(総務省)
 - ・ 業務委託先及び再委託先の内部統制機能活用などにより実地監査業務を充実
- 国際協力機構(外務省)
 - ・ 技協・有償・無償のODA事業については、開発途上国の真のニーズに応えるため、戦略的・効果的・効率的に実施。その際、PDCAサイクルを着実に推進
 - ・ 国内定員の在外定員へのシフト等により在外機能を強化
- 科学技術振興機構(文部科学省)
 - ・ 機構が行う競争的資金の配分等の事業については、これまで以上に研究成果等が国民生活や社会に還元される、あるいはされたことについて具体的に明確化
 - ・ 技術移転活動の活性化の推進、長期未利用特許の削減により、研究成果の活用と管理の適正化を推進
- 労働政策研究・研修機構(厚生労働省)
 - ・ 労働政策への寄与度を示す新たな数値目標を設定の上、労働政策の企画・立案に直接貢献する調査研究に重点化
- 日本貿易保険(経済産業省)
 - ・ リスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力を向上
- 原子力安全基盤機構(経済産業省)
 - ・ 度重なる検査ミス等により失墜した国民の信頼を回復し、原子力の安全性を確保するため、組織風土を刷新
 - ・ 検査の独立性と検査員の中立性・公正性の確保の観点から、検査を原子力事業者等の出身者に依存することがないような体制を構築
 - ・ 検査の在り方、内部チェックシステム、監視の仕組み等の抜本的な見直しと検査情報の開示
 - ・ 福島原発事故の教訓を踏まえたオフサイトセンターの在り方の検討及び管理運営方法の見直し
 - ・ 研究等業務は、福島原発事故収束への対応等の喫緊かつ最重要課題対応の研究に傾注
 - ・ 50歳以上の技術系職員が2/3以上を占めており、中長期的視点から人材の採用・育成
- 自動車事故対策機構(国土交通省)
 - ・ 療護センター運営業務について、センターの周知徹底、知見・成果の普及促進、在宅介護者等への支援を推進
- 住宅金融支援機構(国土交通省)
 - ・ 証券化支援事業について、その経営状況を勘案しつつ、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引下げの検討を含め商品の見直し等を実施

(2) 業務実施体制の見直し

- 国際協力機構(外務省)
 - ・ 柔軟・機動的な組織体制構築のため、31部局145課の本部体制をスリム化
 - 自動車事故対策機構(国土交通省)
 - ・ 全国50か所に設置されている支所等について、安全指導業務への民間参入等を踏まえ、合理化を図る
 - ◇ 事務・事業の縮減等を踏まえた組織・人員の合理化等
 - ・ 郵便貯金・簡易生命保険管理機構(総務省)
 - ・ 国際交流基金(外務省)
 - ・ 労働政策研究・研修機構(厚生労働省)
 - ・ 住宅金融支援機構(国土交通省)
- など

(3) その他の見直し

- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構(総務省)
 - ・ 権利消滅金等の国庫納付
 - 国際協力機構、国際交流基金(外務省)
 - ・ 在勤手当等を見直し、次期中期計画等に的確に反映
 - 自動車事故対策機構(国土交通省)
 - ・ 安全指導業務(適性診断事業及び指導講習事業)への民間参入の促進
 - 住宅金融支援機構(国土交通省)
 - ・ 住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち貸貸住宅融資及びまちづくり融資について、民間の事業者による代替状況を踏まえ、機構の業務の見直しを検討
 - ◇ 内部統制の充実・強化(各法人共通)
 - ◇ 運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した運営費交付金額の算定
- など

2

2. 平成23年度見直し対象法人の概要及び勧告の方向性の主な指摘事項

主	法人名	主な業務	常勤	H23 予算	勧告の方向性の主な指摘事項	ページ
総	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	・旧日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を管理し、これらに係る債務を履行すること	40	185,943 (-)	1) 業務委託先及び再委託先の内部統制機能を活用して、各組織で実施する内部監査結果の利用を進めるなど、実地監査業務を充実。 2) 郵便貯金残高や簡易生命保険契約件数の減少等を踏まえ、組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費を削減。その際、部の統合についても検討。 3) 郵便貯金の権利消滅金及び簡易生命保険の時効完成益が大宗を占める積立金等(22年度末で約600億円)について、真に必要な額を控除の上、国庫納付。	3
外	国際協力機構	・開発途上地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施 ・開発途上地域の住民を対象とする国民等による協力活動の促進	1,711	15,575 (2,116) (注4)	1) 技術協力、有償資金協力及び無償資金協力事業については、開発途上国の真のニーズに応えるため、従来の要請主義ではなく、各事業を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの強化等により、戦略的・効果的・効率的に実施。その際、事前、中間、事後の評価などPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Act cycle)を着実に推進。 2) 開発途上国の真のニーズを的確に把握し、現場の実情を踏まえて迅速に対応できるよう、着実に国内定員を在外定員にシフトするなどにより、在外機能を総合的に強化。 3) 柔軟・機動的な組織体制構築のため、31部局所145課の本部体制について組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、その大括り化などにより、スリム化。 4) 法人職員、専門家等の在勤手当等について見直しを行い、次期中期計画等に的確に反映。	9

3

主	法人名	主な業務	常勤	H23 予算	報告の方向性の主な指摘事項	ページ
	国際交流基金	・国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい ・海外における日本研究に対する援助及びあつせん、日本語の普及 ・国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあつせん	213	181 (130)	1) 重複排除及び事業の効果的・効率的実施の観点から、文化庁等の関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、外務省及び基金が中心となって連携強化等のための仕組みを構築。また、実績が減少している事業等があることから、廃止や他機関への移管も含めた、法人の事業の不断の見直し。 2) 基本方針において文化芸術交流事業（国内）は原則実施しない等とされたこと等を踏まえ、総人件費削減に資する組織の再編及び人員配置の適正化。 3) 法人職員、海外運営専門員等の在勤手当について見直しを行い、次期中期計画等に的確に反映。	15
文	科学技術振興機構	・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発 ・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援 ・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	1,494	1,178 (1,050)	1) 科学技術の成果の社会への還元の一層の促進との政府方針（科学技術基本計画（H23.8.19閣決））を踏まえ事業再編を行うに当たり、これまで以上に研究成果等が国民生活や社会に還元される、あるいは還元されたことを具体的に明確化。 2) 競争的資金の配分に当たり、研究領域や研究総括等の選定に係る手順、選定の背景等の理由や経緯等を更に具体的に明らかにするとともに、事後評価を厳格化。 3) 特許については、戦略的な方針の下、技術移転活動の活性化を推進するとともに、長期間未利用となっている特許の再評価による計画的・継続的削減により、研究成果の活用促進及び管理の適正化を推進。	29
	労働政策研究・研修機構	・内外の労働に関する事情及び労働政策についての調査研究 ・厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他関係者への研修	114	28 (27)	1) 調査研究テーマごとに、労働政策への寄与度を示す新たな数値目標を設定し、調査研究の事前・中間・事後の各段階の評価基準を明らかにした上で、外部評価委員会の活用により成果が期待できないと評価されたテーマは廃止することなどにより、労働政策の企画・立案に直接貢献する調査研究に重点化。 2) 調査員について、研究員と調査員の成果を明確にした上で、調査員の位置付けを改めて検証し、外部委託や非常勤職員を最大限活用した徹底的な業務見直しを行い、調査員の担う業務を厳選し要員も適正規模に縮減。	35

4

主	法人名	主な業務	常勤	H23 予算	報告の方向性の主な指摘事項	ページ
					3) 労働行政担当職員研修業務の国への移管に伴い、間接部門の業務量が削減されることを踏まえ、組織の再編と併せて、職員構成も含めた業務運営体制の見直し。	
	日本貿易保険	・貿易・投資など対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業	130	410 (-)	1) 貿易再保険特別会計の廃止に伴う新たな制度設計に当たっては、国の政策判断を的確に反映させつつ、法人のリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について検討。 2) リスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力を向上。 3) 保険金の支払いに關して的確な査定を行う観点から、会計検査院の指摘をも踏まえ、再発防止に向けた必要な措置を実施。	41
	原子力安全基盤機構	・原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務 ・原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価に関する業務 ・原子力災害の予防及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧に関する業務 ・エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び	426	216 (201)	繰り返される検査ミス等により失墜した国民の信頼を回復し、原子力の安全性を確保するため、組織風土を刷新し抜本的な意識改革を行うとともに、以下の見直し。 1) 検査等業務において、抜本的見直し。 ・ 検査等の業務の独立性と検査員等の中立性・公正性を確保するため、検査等の業務に従事させる原子力事業者等の出身者を極力低減させるとともに、検査対象を出身元とかかわりがない施設に限定。 ・ 抜き打ち検査の強化及び検査の在り方を抜本的に見直すとともに JNES が行う全ての検査等について、検査の結果や検査での指摘事項、やり取り概要等の情報を開示。 ・ 品質管理レビューが正常に行われるよう、JNES 関係者以外の第三者が JNES 検査を監視できるような体制を構築。 ・ 今後の原子力安全規制に関する実施体制・業務の在り方等の検討に当たり、新たな外部監視体制の構築等、JNES の枠組みを越えた検査等安全規制体制を検討。 2) オフサイトセンターについて、福島原発事故の教訓を踏まえハード面及びソフト面からその在り方の検討を行うとともに、同センターの管理運営方法について抜本的に見直し。	43

5

主	法人名	主な業務	常勤	H23 予算	報告の方向性の主な指摘事項	ページ
		研修に関する業務 ・エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務 ・上記に関する附帯業務			3) 研究等業務について、福島原発事故の収束に向けた取組や同事故の教訓を踏まえた対応の研究に傾注するため、安全研究テーマの抽出を目的とした基礎・基盤研究は廃止し、必要性の認められないプロジェクトや長期実施しているプロジェクト等は中止や一時停止等により、財源を捻出。 4) 原子力事業者等への業務委託については、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすく開示。 5) 50歳以上の技術系職員が3分の2以上を占め、今後数年間で100名以上の退職が予定されていることから、中長期的視点から人材の採用・育成を図り、検査技術等の継承が円滑に行えるよう集中した取組を展開。	43
国	自動車事故対策機構	・自動車運送事業者の運行管理者に対する指導講習 ・事業用自動車運転者に対する適性診断 ・自動車事故被害者の治療養護施設の設置・運用、介護料の支給 ・事故被害者・遺児への貸付	334	141 (107)	1) 安全指導業務(適性診断事業及び指導講習事業)への民間参入を促進するため、民間参入の障壁となる要因分析等を行った上で、具体的な取組方策の策定を明記。 2) 療養センターについて、公平な治療機会を確保する観点から、自動車事故被害者等に対するセンターの周知を徹底するとともに、知見・成果等の他の医療機関への普及や在宅介護者等への支援を促進。 3) 交通遺児等への生活資金貸付業務について、コスト削減等を行うとともに、その支援の在り方を含め検討。 4) 全国50か所に配置している支所等について、被害者援護業務を充実させる方向、安全指導業務への民間参入等を踏まえ、合理化を図る。	53
	住宅金融支援機構	・民間金融機関の長期固定金利の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託した上で、	923	106,332 (1,007)	1) 証券化支援業務については、引き続き、業務改善に努める必要。その際、住宅ローンの金利構成要素のうち、機構の経費相当額の金利部分について、証券化支援事業の経営状況を勘案しつつ、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引き下げの検討を含め商品の見直し等を実施。	57

6

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数(人)	H23 予算 (億円) ()はうち国の財政支出額	報告の方向性の主な指摘事項	ページ
		それを担保とした、MBS(資産担保証券)を発行することにより、長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する業務(証券化支援業務) ・民間金融機関の住宅ローンの保険を引き受けることにより、住宅ローンの供給を支援する業務 ・災害復興住宅融資等の政策上重要で民間金融機関では対応困難なものについて融資する業務			2) 住宅融資保険業務及び住宅融資貸付業務のうち基本方針において廃止することとされた業務に係る組織・人員を合理化。 3) 全国11ブロックに分けている現在の支店体制について、統廃合を含めた配置等の見直し。 4) 既往債権管理勘定以外の勘定全体(保証協会承継業務経理を除く。)について、第2期中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消。また、既往債権管理勘定についても債権管理・回収を的確に実施。 5) 職員不祥事再発防止検討委員会の結果報告等を踏まえた内部統制システムについてPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Act cycle)を確立し、その具体的な取組を明記。	

(注1)常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成23年4月現在。

(注2)H23 予算は当初予算ベースの23年度計画における支出予算の総額(他勘定への繰入れを含む。)

(注3)国の財政支出は「平成23年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。

(注4)国際協力機構の有償資金協力部門については、平成23年度資金計画の額を計上。

(注5)住宅金融支援機構の主務省は、国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

(注6)「ページ」欄の記載は、冊子「平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する報告の方向性について」の該当ページを示す。

7

(4) 見直し内容の決定及び新中期目標等への反映

平成 23 年度に見直しを行った独立行政法人9法人について、各主務大臣は、勧告の方向性を踏まえ、その趣旨が反映された主要な事務及び事業の見直し案(以下「見直し最終案」という。)を策定し、公表した。

見直し最終案を踏まえ、所管府省及び法人において個々の法人に係る新中期目標・新中期計画の策定作業が行われた。政策評価・独立行政法人評価委員会では、当該新中期目標等の案が勧告の方向性の指摘内容を反映したものとなっているか注視し、必要があれば、中期目標期間終了後速やかに勧告を行うこととしており、平成 23 年3月5日に独立行政法人評価分科会を開催して新中期目標等の審議を行ったが、結果として、各府省において策定された新中期目標等は、上記の勧告の方向性におおむね沿っているものと認められたことから、勧告の実施には至っていない。